

令和 3 年度

定期監査(中期・後期)報告書

長野市監査委員

3 監査第 147号
令和 4 年 3 月 28 日

長野市長
荻原 健司 様

長野市監査委員	西 島	勉
同	榊 原	剛
同	近 藤	満 里
同	宮 崎	治 夫

定期監査（中期・後期）の結果報告について

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項に規定する、令和 3 年度定期監査（中期・後期）の結果に関する報告を同条第 9 項及び第 10 項の規定により提出します。

第1 監査の範囲

令和2年度及び令和3年度における財務に関する事務及びその他の事務

第2 監査の対象及び期間

監査の対象及び期間は、次表のとおりである。

	監 査 の 対 象	期 間
	地域・市民生活部 篠ノ井支所 信里連絡所 芋井支所 鬼無里支所 古牧支所 三輪支所	令和3年8月18日から 令和4年3月18日まで
中期	財政部 財政課 契約課 市民税課 資産税課 収納課 地域・市民生活部 地域活動支援課 市民窓口課 人権・男女共同参画課（中央隣保館 大豆島隣保館） 商工観光部 商工労働課 観光振興課（奥裾花観光センター） 農林部 農業政策課（農業研修センター） 森林農地整備課 いのしか対策課（ジビエ加工センター） 都市整備部 都市政策課 交通政策課 公園緑地課 市街地整備局 市街地整備課（もんぜんぷら座） 駅周辺整備課 議会事務局 総務議事調査課 農業委員会事務局	令和3年9月21日から 令和4年3月18日まで
後期	企画政策部 市長公室 秘書課 復興局 復興推進課 企画課 人口増推進課 広報広聴課 文化スポーツ振興部 文化芸術課 スポーツ課	令和3年12月16日から 令和4年3月18日まで

後 期	選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 教育委員会 総務課 学校教育課（教育センター） 市立長野高等学校 保健給食課（第一学校給食センター 第二学校給食センター 第四学校給食センター） 家庭・地域学びの課（生涯学習センター） 長野図書館 南部図書館 文化財課（埋蔵文化財センター 松代文化施設等管理事務所） 博物館（信州新町化石博物館 有島生馬記念館 信州新町美 術館） 消防局 総務課 予防課 警防課 通信指令課 （中央消防署 鶴賀消防署 篠ノ井消防署 松代消防署）	令和3年12月16日から 令和4年3月18日まで
--------	--	-----------------------------

第3 監査の方法

- 1 監査に当たっては、財務に関する事務執行が関係法令等に基づき、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、あらかじめ抽出した関連資料に基づき書類監査を実施するとともに、関係職員からの説明聴取を実施した。

また、新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大防止のため、保育園及び小・中学校の監査は中止とし、一部の出先機関等については実地監査を行わず書類監査のみとした。

- 2 重点項目として、過去に定期監査等で指摘した事項のうち、指摘件数、市民等への影響度及び行政に求められる信頼性などを考慮し、次の4項目を設定した。

- (1) 現金の取扱いについて
- (2) 収入事務について
- (3) 契約事務について
- (4) 補助金等の交付事務について

第4 監査の結果

財務に関する事務については、おおむね適正に執行されていたが、一部に改善を要する事例が見受けられた。軽微なものについては、口頭で留意又は改善を促したので省略した。

改善を要する事例については、次のとおりである。

1 現金の取扱いについて【重点項目】

(1) 現金収納を適正に行うべきもの

ア 銃砲所持許可等に関する手続申請手数料について、資金前渡で支払後受領した現金を、1か月以上にわたって職員が自宅で保管していた。

紛失や職員個人の責任等のリスクを避けるため、市財務規則に基づき、適正な現金管理に努められたい。

【篠ノ井支所】

イ 農産物売払い（市役所本庁舎分を除く。）において、現金を収納する際に領収書を納入者（購入者）に交付していない事例が散見された。

市財務規則に基づき、適正な収納事務を行われたい。

なお、本件は令和元年度定期監査（中期・後期）報告書においても指摘事項としている。

【農業政策課】

(2) 収入金の払込みを適正に行うべきもの

ア ストレッチポールを使った夜の体幹トレーニング教室受講料及び農村文化交流センター短期使用料について、金融機関への払込みが遅滞していた。市財務規則では、公金を収納したときは、速やかに指定金融機関等に払い込まなければならないとしている。

規則に基づき、適正な事務処理を行われたい。

【スポーツ課 学校教育課】

イ スクールバス混乗乗車料金について、市財務規則では、公金を収納したときは、速やかに指定金融機関等に払い込まなければならないとしているが、数日分をまとめて入金していた。また、同規則では、会計管理者の承認を得て一時保管の上、数日分をまとめて払い込むことができるとしているが、会計管理者の承認を得ていなかった。

規則に基づき、適正な事務処理を行われたい。

また、当該混乗乗車料金について、令和3年4月分が令和2年度の収入として処理されていた。

令和3年度収入とすべきであり、収入事務受託者に対する適切な指導を行われたい。

【学校教育課】

2 収入事務について【重点項目】

(1) 徴収事務を適正に行うべきもの

ア 原動機付自転車等使用標識臨時貸与手数料について、市手数料条例に定める臨時使用標識の有効期限（貸与期間）満了後、更新又は返納の手続をとることなく、引き続き貸与している事例があった。

条例に基づき、適切な貸与事務を行われたい。

【市民税課】

イ 夜間照明使用料及びマレットゴルフ用具使用料について、市財務規則では、私人に収入事務を委託する場合、現金出納簿を備え、委託に係る収納金の受け払いを記録しなければならないとしているが、これを備えることなく、また記録もしていなかった。

規則に基づき、現金出納簿の整備を行うとともに、収入事務受託者に対する指導を適切に行われたい。

また、用具の貸出しについては、マレットゴルフの普及のため実施してきたものであるが、事業開始後相当の期間が経過しているため、貸出しの効果を検証されたい。

【スポーツ課】

ウ 市営林立木販売代金について、算定誤りにより1円の過少歳入となっていた。

金額の計算に当たっては、複数人による確認を徹底するとともに、地方自治法施行令に基づき、適正な徴収事務を行われたい。

【森林農地整備課】

エ しなの鉄道北しなの線駅業務委託料について、納期限を記載せずに納入通知書を発行していた。

地方自治法施行令に基づき、適正な事務処理を行われたい。

【交通政策課】

オ 「信濃路フリー切符」利用者の博物館入館料について、決裁を取らないまま「減免対象要件一覧内規」の「教育委員会が特別な理由があると認めた場合」を適用し、市立博物館条例に定める入館料を優待（減額）していた。

条例に基づき、減免する根拠を明確にし、適正な事務処理を行われたい。

【博物館】

(2) 調定事務を適正に行うべきもの

ア 自動販売機設置に係る市有財産賃借料及び鬼無里支所空調設備等保守点検業務委託について、市契約規則では、契約保証金は契約締結の際に納付させるものとして定めているが、受入調定手続が遅滞し、契約保証金納入前に契約を締結していた。

規則に基づき、適正な調定事務を行われたい。

なお、契約保証金の取扱いについては、令和2年度定期監査（中期・後期）報告書において、保証金の対象範囲の見直しや免除の手の簡素化に関して意見を述べている。

契約課においては、早急に見直しを検討されたい。

【契約課 鬼無里支所】

イ ジビエ売払い収入について、市ジビエ加工センターの設置及び管理に関する要領に基づき正当金額を請求したところ、相手方の錯誤により振込手数料分を差し引いた額が振り込まれたため、振込金額に合わせて減額調定を行い 330円の過少徴収となっていた。

地方自治法施行令に基づき、適正な調定事務を行われたい。

【いのしか対策課】

ウ 行政財産使用料（もんぜんぷら座自動販売機及び情報カメラ設置）について、市有財産条例では、使用料は使用の許可の際に使用者から徴収すると定めているが、4月1日付けでの使用許可に対し、5月7日又は5月10日に調定していた事例があった。

条例に基づき、適正な調定事務を行われたい。

【市街地整備課】

(3) 債権管理を適正に行うべきもの

菜園付滞在施設督促手数料について、市税以外の諸収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例では、納期限後20日以内に督促をしなければならないと定めているが、20日を超えて督促状を送付していた。

条例に基づき、適正な債権管理事務を行われたい。

【農業政策課】

3 契約事務について【重点項目】

(1) 契約締結を適正に行うべきもの

ア 旧中条公民館地下埋設廃棄物処理業務委託及び自動券売機賃貸借契約について、市事務決裁規程に基づき、指名業者選定の専決権者は部長（教育委員会においては教育次長）とすべきところ、課長が専決していた。

規程に基づき、適正な契約事務を行われたい。

【地域活動支援課 文化財課】

イ 自動車賃貸借契約について、再リース見積書の金額が、管財課による同等車（新規リー

ス)の参考見積書と比較して月額約1万円高額であったが、他社と比較しないまま「他社よりも有利」との理由で一者随意契約としていた。

一者随意契約ができる場合には該当しないため、地方自治法施行令に基づき、適正な契約方法に改められたい。

【篠ノ井支所】

ウ 市道側溝等土砂処理業務について、見積書を徴取する際に、運搬手数料積算単価（環境保全温暖化対策課通知による地区別積算参考単価）をあらかじめ事業者へ提示していた。参考単価を見積書提出前に公表する行為は、契約に求められる競争性を阻害するものであり、適正を欠く行為である。

適正な契約事務を行われたい。

【篠ノ井支所】

エ 川中島人権同和教育集会所管理運営業務委託について、委託する業務の内容が契約書に記載されておらず、また、契約書に、委託する業務の内容を明記した仕様書等の附属書類の添付もなかった。

委託する業務の内容は、契約の履行に関し必要な事項であることから、契約書へ明記する等の改善を図り、市契約規則に基づいた適正な契約事務を行われたい。

また、当該委託料について、契約書等に前金払の特約が明記されていないにもかかわらず、前金払で支出していた。

市財務規則に基づき、適正な支出事務を行うとともに、実態に即した契約書となるよう検討されたい。

【人権・男女共同参画課】

(2) 契約執行を適正に行うべきもの

ア 長野市ふるさとワーキングホリデー事業業務委託及び街角アート&ミュージック運営業務委託について、契約書約款で定める契約に係る指示及び協議について書面で行っていなかった。

契約書に基づき、適正な契約事務を行われたい。

【人口増推進課 文化芸術課】

イ 松代文化ホールWEBフェス運営業務委託について、使用機材の変更等に伴い変更契約をしていたが、業務完了後に協議（指示）書を交わしていた。協議（指示）書は変更事実が発生する前に交わす必要がある。

市契約規則に基づき、適正な契約事務を行われたい。

【文化芸術課】

ウ 鬼無里支所空調設備等保守点検業務委託について、契約書で「仕様書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。」と定めているが、仕様書において指定した部分のうち、点検業務を第三者に請け負わせていた。

令和3年1月22日付け契約課長通知「業務委託契約における再委託の適正化について」に基づき、適正な事務処理を行われたい。

【鬼無里支所】

エ NAGANO体力・健康チェックキャラバン診断指導等業務委託及び冷却水用処理薬剤補充・水質分析業務について、市財務規則に定める手続を行わずに発注し、事業完了後に支出負担行為同等一連の手続を行っていた。

規則に基づき、適正な契約事務を行われたい。

【スポーツ課 博物館】

オ セントラルスクウェア施設管理業務委託について、都市公園法に基づく管理許可の条件では管理許可団体が負担するものと定める「落ち葉等の少量軽量のごみ、軽度な汚れ等軽作業で対応できるもの」について、特段変更に係る協議等を行わずに委託内容に含め、委託料を支払っていた。

管理許可の条件を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

また、当該業務委託について、契約書（仕様書）で定めのない除雪作業に対し特段変更契約をせずに委託料を支払っていた。

市契約規則に基づき、適正な契約事務を行うとともに、実態に即した契約書となるよう併せて検討されたい。

【市街地整備課】

カ AEDリース契約について、契約書で保守・点検結果を学校及び教育委員会へ報告することと定めているが、報告を受けていなかった。また、契約書で使用法講習会を年1回実施することと定めているが、実施の有無について確認していなかった。

契約書に基づき、実施内容について適正な確認検査を行うとともに、講習会の必要性について検討し、実態に即した契約書となるよう併せて検討されたい。

【保健給食課】

キ 柳原総合市民センター自家用電気工作物保安管理業務委託について、電気事業法に基

づく電気技術者不選任の承認申請（保安管理業務外部委託承認申請書）を、契約締結後速やかに経済産業大臣（中部近畿産業保安監督部）へ提出すべきところ提出が遅れていた。

関係法令の確認を徹底し、適正な事務処理を行われたい。

【家庭・地域学びの課】

4 補助金等の交付事務について【重点項目】

(1) 規則等に基づき適正な補助金交付事務を行うべきもの

ア 松代交通安全協会補助金及び野生鳥獣被害防除対策事業について、交付申請前に実施した事業にかかった経費を補助対象とし補助金を交付していた。

市補助金等交付規則に基づき、適正な補助金交付事務を行われたい。

なお、性質上事業完了後に補助することがやむを得ないと考えられるものについては、交付申請前に着手した事業についても補助対象とすることが可能となるよう、要綱の整備等を研究されたい。

【地域活動支援課 いのしか対策課】

イ 支所発地域力向上支援金において、交付申請前に発生した費用についても補助対象経費に含めている事例があった。

支所発地域力向上支援金交付要綱に基づき、適正な補助金交付事務を行われたい。

また、年度当初からの事業着手を希望する団体がある実情を踏まえ、早期に交付申請ができるよう、募集方法や選考する時期について見直しを検討されたい。

【地域活動支援課】

ウ 支所発地域力向上支援金について、交付申請以降交付決定前に事業に着手していたが、その際に、支所発地域力向上支援金交付要綱で必要と定める「事前着手届」を受理していなかった。

要綱に基づき、適正な補助金交付事務を行われたい。

【地域活動支援課】

エ 地域おこし協力隊起業支援事業補助金について、申請段階より実際の費用が下がったことに伴い、当初の予定になかった費用を、変更申請手続を行うことなく対象経費と認め補助金を交付していた。

市補助金等交付規則に基づき、対象経費について厳格に審査したうえで、適正な補助金交付事務を行われたい。

【地域活動支援課】

5 支出事務について

(1) 時間外勤務命令を適正に行うべきもの

時間外勤務手当について、休日勤務の際に、労働基準法で定める休憩時間を設けずに長時間勤務をしていた事例があった。同法では、労働時間が6時間を超える場合は少なくとも45分、8時間を超える場合は少なくとも1時間の休憩時間を置かなければならない旨を定めている。

法に基づき、適正な時間外勤務命令を行われたい。

【文化財課】

(2) 支出時期について改善すべきもの

地域おこし協力隊用住居賃料について、契約書で毎月末日までに翌月分の賃料等を支払う旨を定めているが、請求書受理後支払処理を失念し、前月末日までに支払っていない事例があった。

契約書に基づき、適正な支出事務を行われたい。

【篠ノ井支所】

(3) 旅費の支出事務を適正に行うべきもの

ア 旅費について、支給対象外の車賃を支給していた事例があった。

市旅費支給条例に基づき、適正な支出事務を行われたい。

【いのしか対策課】

イ 職員以外の者の旅行について、市事務決裁規程では、事前に職員課長の合議を要すると定めているが、合議がされていなかった。

規程に基づき、適正な支出事務を行われたい。

【文化財課】

(4) 適正な金額を支出すべきもの

鳥獣被害対策実施隊緊急対応報酬について、市鳥獣被害対策実施隊の設置等に関する要綱で定める額とは異なる時間単価で支払っていた。

支出根拠の確認を徹底し、要綱に基づき、適正な支出事務を行われたい。

【いのしか対策課】

(5) 確認検査を適正に行うべきもの

ア 市道側溝等土砂処理業務において、事業者から提出された写真のうち、仕様書で「土砂集積場所の土砂を収集したことが分かる写真」の提出を求めているが、収集前又は収集前

後の写真が不足しており、当該場所の土砂を処理したことの確認ができないものがあった。
また、委託料の積算根拠としているトラックへの土砂積載量の確認が困難なものがあった。

【篠ノ井支所】

イ 中央隣保館空調設備保守点検業務委託について、業務委託契約期間満了前に業務完了届を受理し確認検査を行っていた。また、その後、契約期間満了までの保守業務等について確認検査を行わないまま委託料を支払っていた。

【人権・男女共同参画課】

ウ ジビエ加工センター防虫防鼠管理業務委託について、捕虫器設置終了時点で業務完了届を受理し確認検査を行っていたが、業務委託内容に含まれるその後の分析調査業務について確認検査を行わないまま委託料を支払っていた。

【いのしか対策課】

エ 参議院長野県選出議員補欠選挙投票管理システム運用支援業務委託について、年度末までに業務の一部が完了しなかったにもかかわらず、受託者に完了報告書を提出させて完了検査を行い、委託料を支出していた。

【選挙管理委員会事務局】

いずれも受託者から提出される報告書及び関係書類等による確認検査を適切に行っていなかったものである。

業務委託の検査は支払の根拠として業務が適正に履行されたかどうかを確認するための重要なものであるという認識を持ち、市契約規則に基づいた適切な確認検査の徹底を図らりたい。

6 財産管理について

(1) 施設の使用等許可事務を適正に行うべきもの

ア 川中島人権同和教育集会所の使用について、市人権同和教育集会所の設置及び管理に関する条例で定める教育委員会の使用許可（規則で地域・市民生活部長が補助執行する旨定めている。）を受けずに、施設管理運営業務受託者が口頭の申出によって受け付けていた。
条例に基づき、適正な事務処理を行われたい。

【人権・男女共同参画課】

イ 市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例で、使用料の納付期限を「市長が定める期日」とし、内規で「センターを使用する前日まで」と定めているが、使用料の納付が使用日当日となっている事例が散見された。また、同条例施行規則において、使用許可申請書は使用する前日までに提出しなければならない旨を定めているが、使用日当日に申請書を受理し使用を許可している事例が散見された。

規則及び内規を整備し、実態との整合を図られたい。

【家庭・地域学びの課】

(2) 施設管理を適正に行うべきもの

鬼無里支所・鬼無里活性化センター消防設備点検業務委託について、消防法施行規則に基づき一年に一回消防署へ点検結果を報告すべきところ、報告していなかった。

法令に基づき、適正な処置を図られたい。

【鬼無里支所】

7 物品管理について

(1) 物品の管理を適正に行うべきもの

ア 勤務時間外における公印の管理について、施錠できる場所で保管していなかった。

市公印規則に基づき、適正に管理されたい。

【農業政策課】

イ 市財務規則に基づき備品使用簿に記録されている重要物品の小型自動車について、重要物品との認識なく管理・使用していた結果、同規則に基づく物品の処分手続前に当該重要物品を廃棄していた。

規則に基づき、適正な事務処理をされたい。

【博物館】

(2) 郵便切手等の管理を適切に行うべきもの

ア 切手の在庫と通信費受払簿が一致していなかった。

郵便切手は金券であり、適切に管理されたい。

【交通政策課】

イ 受領した切手2枚について通信費受払簿への記載がなかった。また、別の2枚については払出の記載がなかった。

郵便切手は金券であり、適切に管理されたい。

【文化芸術課】

ウ 切手の一部を、職員個人の机で保管していた。

郵便切手は金券であり、適切に管理されたい。

【収納課】

エ 庁舎駐車場無料券の在庫と受払簿の残数が一致していなかった。

適正な管理を徹底されたい。

【農業政策課 文化芸術課】

オ 庁舎駐車場無料券について、休日出勤した職員に払い出していた。庶務課では、駐車場料金無料対象は、原則として市役所に手続や会議等で来庁した市民等（支所等から会議等へ出席する職員を含む。）とすると庁内に周知している。

適正な使用を徹底されたい。

【農業政策課 公園緑地課】

カ タクシー券について、在庫と受払簿の残数が一致していない事例があった。

タクシー券は金券であるため適正な管理をされたい。また、不要なものは返却等について検討されたい。

【駅周辺整備課 選挙管理委員会事務局】

8 団体事務について

(1) 団体の出納事務を適正に行うべきもの

ア 職員による立替払が散見された。

適正な事務処理を徹底されたい。

【いのしか対策課 文化芸術課】

イ 現金払であるが、領収書等支払ったことを証明する書類がないものがあった。

適正な事務処理を徹底されたい。

【いのしか対策課】

(2) 預金通帳と届出印の管理を適切に行うべきもの

ア 市職員が会計事務を行っている団体について、預金通帳と届出印を同一職員が管理していた。

預金通帳と届出印は、管理者を分け、現金の引き出しの際は複数人による確認を行うよう徹底されたい。

【市民窓口課 スポーツ課】

イ 市職員が会計事務を行っている団体の代表者印（通帳登録印）を、勤務時間外に施錠できる場所で保管していなかった。

適正に管理されたい。

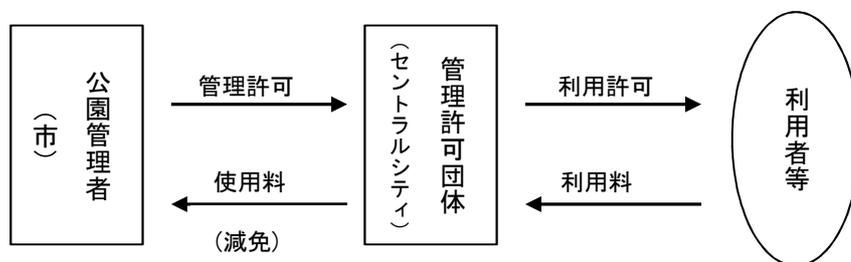
【農業政策課】

第5 意見

書類監査及び関係職員の説明聴取を通して、留意されたい事項について、次のとおり意見を添える。

1 セントラルスクウェア（都市公園）の管理手法について

セントラルスクウェアは、令和2年4月に長野市が都市公園として設置し、地元組織が当該公園を管理することにより、より一層のまちの賑わい創出が期待できるとして、



【図1】

同年5月から一般社団法人ながの表参道セントラルシティ（以下、「セントラルシティ」という。）が都市公園法（以下「法」という。）第5条第1項による管理許可団体として同公園の管理を行い、市はセントラルシティが納付すべき使用料を減免している（図1参照）。

都市公園の管理を民間事業者に行わせる主な手法は、地方自治法第244条の2第3項による指定管理者制度と、法第5条第1項による公園施設設置管理許可制度がある。

国土交通省の都市公園法運用指針（第4版）では、「都市公園全体の管理を民間等に利用料金の収受も含めて包括的に委任しようとするような場合は、指定管理者制度を適用することとなり、一方で、飲食店等の公園施設の設置又は管理を民間に委ねる場合や遊具、花壇等の公園施設の設置管理をNPO等に委ねる場合には、設置管理許可制度を適用するものと考えられる。」としている。

セントラルシティは、公園でイベント等を実施する者に対して、公園の使用許可（行政処分）に相当する行為を「利用許可」として行っているが、国土交通省の運用指針によると、法第5条第1項に基づいて当該行為を行うことはできないと解され、この場合は、市が直接行うか、又は市の委任を受けた指定管理者として行うべきものと考えられる。

また、セントラルシティは、公園の「利用許可」を受けた者から独自に定めた利用料を徴収し自己の収入としているが、法第5条第1項に基づいて利用料を徴収できるのは、国土交通省の運用指針及び平成15年9月2日付け国土交通省都市・地域整備局公園緑地課長通知

「指定管理者制度による都市公園の管理について」のとおり、飲食店等の設置又は管理を認められた者が当該飲食店等に係る利用料を徴収する場合に限られると解されるため、この場合は指定管理者として条例に定められた金額に基づいて徴収を行うべきものと考えられる。

以上のことから、セントラルスクウェアの管理手法については、指定管理者制度によることが適当であり、早期に指定管理者制度に移行するよう見直しを行われたい。

2 公共施設の業務の継続について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、令和4年1月以降、本市の公共施設が順次休止・休館になった。

社会教育施設では、公民館、交流センター、長野図書館、南部図書館、市立博物館、信州新町博物館（美術館ほか）、総合体育館、社会体育館、総合市民プールなどが休止・休館となり、市民の社会教育活動が停止することによる健康上の問題など弊害も懸念される。

この期間における他の自治体の状況を見ると、業務を継続していた施設もあり、長野県立の施設では、県立図書館、県立美術館、県立歴史館が開館し、業務を継続していた。

また、体育館などのスポーツ施設は、県有施設をはじめ県内の多くが休止・休館となったが、東京23区の区立スポーツセンター（体育館、プール）では、レストランなど飲食スペースを一部閉鎖したものの、感染防止対策を講じながら開館し、業務を継続していた。

公共施設の運営は、各自治体が決定するものであるため、自治体の状況によって対応が異なることは当然であるが、公共施設の所管課は、業務を継続していた他の自治体の状況を把握し、今後の対策に生かすことは必要である。

今後、感染が再拡大した場合に備え、公共施設の業務継続の方策について改めて検討されたい。

